

教育福祉常任委員会記録

令和6年 第2回定例会	
1 日 時	令和6年7月24日（水） 午前10時00分 開会 午前11時51分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	佐藤 誠 委員長 増 渕 靖 弘 副委員長 鹿 妻 武 洋 委員 仲 田 知 史 委員 早 川 勝 弘 委員 舩 生 雅 秀 委員 大 貫 桂 一 委員 阿 部 秀 実 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	谷 中 恵 子 議長 石 川 さやか 副議長 大 貫 毅 議員
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	大出 課長補佐兼議事調査係長 永山 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍聴者	2名

教育福祉常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
副市長		福田 義一	1 名
教育長		中村 仁	1 名
市民部	市民課長	谷津 勝也	1 名
保健福祉部	保健福祉部長	亀山 貴則	8 名
	厚生課長	青木 康子	
	地域福祉担当	高根澤秀明	
	障がい福祉課長	山形 弘行	
	高齢福祉課長	松島 誠	
	介護保険課長	根本 幸子	
	保険年金課長	金子恵美子	
	健康課長	柏熊 隆夫	
こども未来部	こども未来部長	杉山 芳子	5 名
	子育て支援課長	古橋 芳一	
	保育課長	松島 貴行	
	こども・家庭サポートセンター所長	飯塚 利幸	
	子育て支援課こども支援係長	石嶋 明	
教育委員会事務局	教育次長	郷 昭裕	11 名
	教育総務課長	佐藤 靖	
	学校教育課長	羽山 好明	
	教育指導担当	吉江 紫	
	生涯学習課長	中村 陽子	
	文化課長	永岡 弘章	
	スポーツ振興課長	神山 悦雄	
	学校再編推進室長	田仲 史枝	
	川上澄生美術館事務長	橋本 礼子	
	図書館長	大貫 陽子	
	学校給食共同調理場給食係長	小野口直延	
合 計			27 名

教育福祉常任委員会 審査事項

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 議案第 4 6 号 | 専決処分事項の承認について（令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 3 号）） |
| 2 | 議案第 4 7 号 | 専決処分事項の承認について（令和 5 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）） |
| 3 | 議案第 4 8 号 | 専決処分事項の承認について（令和 5 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）） |
| 4 | 議案第 5 1 号 | 専決処分事項の承認について（鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正） |
| 5 | 議案第 5 4 号 | 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 2 号）について |
| 6 | 議案第 6 0 号 | 鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 7 | 請願第 1 号 | 国に対して「健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願 |
| 8 | 陳情第 2 号 | 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情書 |

令和 6 年第 2 回定例会

教育福祉常任委員会

日 時 令和 6 年 7 月 2 4 日（水）
午前 1 0 時
場 所 第 1 委員会室

○佐藤委員長 開会に先立ちましてお願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより明瞭にお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

それでは、ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案 6 件、請願 1 件、陳情 1 件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、請願第 1 号 国に対して「健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願につきましては、請願の趣旨を述べるため、請願人にお越しいただいております。

はじめに、請願第 1 号を審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、請願第 1 号 国に対して「健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

この件につきましては、請願の趣旨を述べるため、鹿沼市議会基本条例第 6 条第 3 項の規定により、請願人である全日本自治体退職者会栃木県本部から事務局長の森下茂氏にお越しいただいておりますので、請願人の入室を許可します。

（請願人 入室）

○佐藤委員長 森下様、本日はお疲れ様です。

早速ですが、請願第 1 号 国に対して「健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願について、5 分程度で説明をお願いします。

○請願人 失礼いたします。

おはようございます。

本日は、私ども全日本自治体退職者会栃木県本部が、去る 6 月 18 日に提出いたしました、国に対して「健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願の意見陳述の

機会を設けていただき、誠にありがとうございます。

私は当会で事務局長の任についております森下と申します。

私どもは、県内の県庁、そして、ここ鹿沼市役所をはじめとする県内の市役所や町役場、それらの関連団体であります公社や事業団、社会福祉協議会などで、公共サービスに携わってきた退職者で組織している団体でございます。

会員総数、現在 4,000 人弱の組織でございます。

会員のマイナ保険証の取得率は、政府のマイナポイント第 2 弾というのがあって、2 万ポイントが付与された時に、お子様やお孫様から促されて、急激に取得率が上がりました。

しかし、そのマイナ保険証を含めたマイナンバーカードは、残念ながらたんすの引き出しの奥に大切にしまってあるという現状で、なかなか日の目を見ていないというのが実態でございます。

はじめに、私の意見陳述の結論として申し上げますが、私どもは将来的に、マイナ保険証に一本化して、現行の保険証を廃止するという国の方向性に対して異を唱えているわけではございません。

社会の流れがデジタル化、IT 化を進め、デジタルトランスフォーメーションの推進へと向かっています。

それは当然、医療現場においても喫緊の課題であるというふうに認識しておりますし、その一つとして、国がマイナ保険証の安全性・利便性を高めて、利用を促進することは必然の流れであるというふうに認識をしております。

政府はこの 5 月から 7 月、利用促進の集中取り組み月間として、利用者が増えた病院や薬局に当初最大 20 万円、6 月から 40 万円、倍増して、支援金を交付し、てこ入れを行ってまいりましたが、残念ながら、6 月現在のマイナ保険証の利用率は 9.9%にとどまっております。

これは裏を返せば 90.1%の人たちが現行の保険証を利用しているということになりますし、保険証廃止まで残り 5 カ月の時点で、残念ですが、1 割に届いていない現状にあるということです。

それで、あるニュース番組で、「申請による任意のはずなのに、あの手この手と大事な税金を使い、なりふり構わずに強制的にマイナ保険証を推し進める政府のやり方に疑問や怒りや憤りを超えて、情けなささえ感じる」といった、国民の率直な声が紹介されていました。

一方では、コロナ禍にあって、その中でも地域医療の火を灯し続けてきた医療機関が、マイナ保険証への対応ができず、閉院を余儀なくされてきているというケースも出てきています。

現行の健康保険証が廃止されることによって生じる問題点、それと、それに対する対応策について、例えば、発行済みの健康保険証を最長 1 年間有効にするという経過措置

や、申請によらず発行される資格確認書の詳細なども含め、もう少しわかりやすく丁寧に説明し、現行の保険証を本当に 12 月 2 日をもって廃止にしていのかは、国民の判断にゆだねるべきではないかと考えております。

横文字が氾濫する社会の中で、私たち高齢者は少し息苦しい思いで生活をしております。

医療・介護・福祉・年金等々、どこか高齢者に優しくない政策が進められているように感じてなりません。

時代の流れに逆らうつもりはありませんが、私たちを含め、デジタル弱者への配慮も必要ではないでしょうか。

厚生労働省は介護保険証まで、マイナンバーカードに一本化する方針を示しています。

高齢者だけでなく、介護現場での混乱が生じることは想像にかたくありません。

なぜそんなに慌てて物事を進めようとするのか、理解に苦しんでいます。

言葉足らずで、時間の関係でお伝えきれない点多々ありましたが、冒頭申したとおり、将来的にマイナ保険証に一本化して、現行の保険証をなくすという国の方針に反対しているわけではありません。

申し述べたとおり、様々な問題が発生しており、不安を感じている市民の方も多く見受けられます。

そういった状況をかんがみ、国民の生命と健康を守り、医療現場や自治体の窓口等の混乱を避けるためにも、多くの国民がマイナ保険証を利用するようになるまでの当面の間、現行の本健康保険証は存続すべきと考えております。

最後に、請願の要旨に記載しております 2 点につきまして、鹿沼市議会から、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚労大臣、デジタル大臣あてに、地方自治法第 99 条に基づき、意見書を提出していただきますよう、切にお願い申し上げまして、私の意見陳述を終わらせていただきます。

本日はお忙しい中、お時間をいただき、誠にありがとうございました。

○佐藤委員長 請願人の説明は終わりました。

請願人に対し、確認したいことがある方は、順次発言を許します。

阿部委員。

○阿部委員 はい、阿部です。

お願いします。

今説明の中で、利用の状況が 9.9%で、現行の保険証が 90%で、なかなか利用は高まっていないというお話がありましたが、この調査というのはどのような形でこの数字が出たのか、確認したいです。

○佐藤委員長 森下様、説明、お願いいたします。

○請願人 これは多分厚労省が発表している数字で、各報道機関もこの数字で発表しております。

○佐藤委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。

鹿妻委員。

○鹿妻委員 鹿妻と申します。

こちらの請願の理由のほうは、理解はできたのですが、この起こっていることに対して、手法として、要旨の（２）の現行の健康保険証を存続させるという、その手法を、これを選んだというところをちょっとご説明いただければと思うのですが、この手段が有効であるというふうにお考えの理由と伺いますか。

○請願人 はい、ありがとうございます。

先生方が御存じのとおり、これは国で決めていることですので、地方段階で物事がひっくり返せるような話ではないというふうに思っております。

そして、それは地方の中で住んでいる皆さん方が、国に対して、いろんな問題点を感じている、疑問を感じているということも含めて、地方議会のほうから国に対して声を上げていただきたいというのが、基本的な考え方ということで、それは、私どもの上部団体も含めて全国統一でこの取り組みをさせていただいております。

○佐藤委員長 鹿妻委員、どうぞ。

○鹿妻委員 はい。

では、すみません、ちょっと再度というか、なのですが、この請願の理由に書かれていることに対して、解決方法としては様々あると思うのですが、その中で、その健康保険証を存続するというやり方が有効であるというふうにお考えになった、その何か理由というか、メカニズムと伺いますか。

○請願人 この手法、いわゆる現行のその健康保険証を、存続させることが正しいかといいますと、最終的には多分一本化したほうがいいというのが私どもも同じように感じて、考えております。

ただ、現状の中では、例えば、いきなり窓口で 10 割負担が強いられるとか、いろんなことが起きてきている状態の中においては、もう少しこの利用率が上がって、安心して使えるようになるまでは、現行の保険証も併用して使う、今でもそれでやっているわけですから、そこを少し残していったほうがいいのかというふうに考えて、こういう請願をしたということでございます。

○鹿妻委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかに確認したいことがある方、いませんか。

仲田委員。

○仲田委員 仲田です。

健康保険証の存続を求める意見書（案）のほうで質問があるのですが、ここに記載されている文の中で、最後のほうですね。

当分の間という記載があるのですが、この団体さんのお考えとしては、この当分の間ってどのくらいを見通しているのか、もし何かお考えがあれば聞かせていただき

たいです。

- 請願人 非常に難しいご質問で、行政用語的に当分の間という言葉を使わせていただきましたけれども、果たしてそれが6割がいいのか、5割がいいのかというと、その根拠とした数字を持っているわけではございません。

ただ、少なくとも6割以上の人たちが安心して使えるような状況になっていかないとまずいのではないかなということは、基本的には考えております。

ですから、これは明確に、その当面の間という時間がいつまでというような考え方でなくて、利用する方々が増えてくるということの中で判断すべきではないかというふうに思っております。

- 仲田委員 はい、ありがとうございます。

あともう1点いいですか。

この出されたのが栃木県本部ということなのですから、県内でこの意見書の提出を求める請願というのは、ほかの自治体でどのくらい行われているのでしょうか。

- 請願人 はい、6月議会に向けては、県、それから8市1町。

ですから、10議会で取り組ませていただきました。

- 仲田委員 はい、ありがとうございます。

以上です。

- 佐藤委員長 ほかに確認したいことがある方、いませんか。

森下様、では、私のほうからいくつか質問させていただきたいのですが、そもそも森下様が所属されております退職者協会ですか、はい。

これはそもそもどういった、あ、自治体退職者協会はこういった団体であるのかということと、森下様自身はどういった立場や、どういった方なのかということ。

あと、これは請願ということで、陳情ではなくて、請願人、市議会の議員、大貫毅議員を請願人としてやっておりますので、どういった経緯で、大貫毅議員に請願を依頼するようになったかというところを説明願います。

- 請願人 はい、ありがとうございます。

私どもの組織自体は、先ほどちょっとだけは触れさせていただきましたけれども、県内の自治体で働いていた職員、地方公務員並びに自治体の関連職場、公社、事業団、社会福祉協議会などなどの中で働いていた公共サービスに携わっていた職員の退職者で組織をしています。

全国的な組織として、本部がありまして、栃木県本部というのは、その中でも、栃木の中で働いていた人たちの退職者で組織をしていて、4,000名ぐらいです。

それで、私はそこの栃木県本部の事務局長という立場でおりますが、今はもうOBですから、非常勤で若干違う仕事をしておりますけれども、事務局長といっても、ずっとそこの事務所にいるわけではございません。

あと一つが、請願という手法でございますけれども、これは統一的にまずは私どもの

思いとか、私どもの運動を理解していただいている議員さんとの関係も含めまして、お願いをしていることはあります。

ですから、大貫毅議員につきましては、私どもの団体の中の組織内議員という位置づけでお願いをしておりますので、そういう意味で大貫毅議員にお願いをしたというところもございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

請願人代表として住所に、住所の所在が自治労栃木県本部内とありますが、つまりその森下様の所属している団体というのは、基本的に自治労と活動なり、政策なり、一体として活動されている団体という認識でよろしいでしょうか。

○請願人 非常に難しい立ち位置でして、団体としてはまるっきり別団体という整理をしています。

ただ、それは経済的にいろんな形で何かもらっているとか、そういうことも含めてないよという形で整理をしていて、私どもの団体は極端に言えば、自治労とちょっと違うのは、退職者会の親睦も含めた団体という考え方で立ち上げておりますので、別団体は別団体であります。そうは言っても、自治労栃木県本部の中に机を1個借りて事務局として、そこに非常勤の職員が、通常の形では事務を行っております。

退職者会の退職者の方々の共済も扱っておりますので、そういう意味では、自治労の一角をお借りしているということにはなっております。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ほかに確認したいことがある方、いませんか。

確認事項もないようですので、ここで請願人の退席を求めます。

ありがとうございました。

○請願人 ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

失礼します。

(請願人 退席)

○佐藤委員長 ここで請願の紹介議員である大貫毅議員の出席要求について、事務局から説明をさせます。

○事務局 では、説明させていただきます。

請願における紹介議員の出席要求について、ご説明いたします。

まず、請願について説明させていただきます。

請願とは、憲法第16条で国民の権利として保証されているもので、地方自治法第124条では「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない」とされております。

今回提出された、「国に対して『健康保険証の存続を求める意見書』の提出を求める請願」については、紹介議員による署名があることから、請願として受理しております。

なお、鹿沼市議会会議規則第 137 条では「委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる」と規定されております。

今回提出された請願書の紹介議員は鹿沼市議会議員の大貫毅議員であり、大貫議員の出席を要求するかどうか、ご協議いただければと思います。

説明は以上です。

- 佐藤委員長 ただいま事務局から説明があったとおり、鹿沼市議会会議規則第 137 条の規定により、請願第 1 号 国に対して「健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願の紹介議員である、鹿沼市議会議員の大貫毅議員に出席を求め、請願の趣旨について説明を求めることができます。

出席を求めることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

呼んでもいいかということなのですが、呼ばなくてもいいという方は挙手の必要はありません。

改めてお伺いします。

説明、出席を求めることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

- 佐藤委員長 挙手少数ということであります。

はい、したがって、紹介議員の出席を要求しないことに決しました。

それでは、請願第 1 号について、今度は執行部に確認したいことはありますか。

発言を許します。

仲田委員。

- 仲田委員 はい、仲田です。

鹿沼市の現状について、ちょっとお伺いしたいのですね。

マイナ保険証への切りかえ状況というのはどういう感じなのかということと、あと市内でのその、この請願に書かれている深刻な問題が続出しているということで、鹿沼市のほうではどのぐらいのトラブル件数が起きているのかというのを質問させていただきます。

- 佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。金子保険年金課長。

- 金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。

ただいまのご質問にお答えします。

まずは鹿沼市の現状ということでのご質問なのですが、先日、新規の保険証の一斉更新をいたしました。

この保険証が、鹿沼市国民健康保険、後期高齢者医療の保険証としては、最後の一斉更新となります。

8 月 1 日から来年の 7 月 31 日まで有効という保険証を一斉に発送しております。

それで、ご質問の、現在のマイナ保険証の利用状況についてなのですが、現在、鹿沼市国保の加入者数が 1 万 9,303 人です。

失礼いたしました。

5月現在でお答えいたします。

それで、そのうち、マイナ保険証が利用できる登録者数が1万1,542人、59.8%が、マイナ保険証が使える状態になっております。

それで、あと利用率なのですが、5月の総レセプト件数のうち、マイナ保険証でオンライン資格確認をした方、そういった方の率でご説明しますと、14.3%となります。

続きまして、後期高齢のほうなのですが、後期の加入者数が、鹿沼市は1万5,610人で、そのうちマイナ保険証の利用登録をされている方が8,486人、全体の54.4%になります。

それで、先ほどと同じように、5月の総レセプト件数のうち、マイナ保険証でオンライン資格確認をなさった方が9.8%でございます。

それで、あと何か深刻な状況が起きているというようなことはないかというご質問だと思うのですが、先日報道なんかでもありましたが、ひもづけ誤りが多く発生したと、そういった事例は、鹿沼市国保、後期高齢の医療保険、いずれも発生しておりません。

国保とか、後期に加入している方の資格情報は手作業で入力するということではなくて、住民基本台帳の登録内容がそのまま資格情報として反映されるような仕組みになっておりまして、誤登録は生じておりません。

それで、あと窓口で10割負担を求められたとか、そういったことがなかったかというようなことなのですが、今のところ鹿沼市国保、後期高齢の医療保険の被保険者から、そういった報告や苦情は受けておりません。

それで、おそらくマイナナンバーカードのオンライン資格確認を行うことができない場合の対応というものが、厚労省のほうから発出されておりまして、窓口、保険者、それぞれが今のところ、そのマニュアルに沿ったやり方で対応しているかと思います。

それで、例えば、過去に受診歴があつて、その時から資格情報が変わっていないということを口頭で伝えれば、マイナナンバーカードが、例えば、エラーを起こして使えなくても、それは鹿沼市国保の被保険者であるとか、資格確認はできるようになっております。

また、初診で確認ができないような場合でも、被保険者資格申立書というものを書いてもらえば、それで、その人が言っている資格で医療を受けることができますので、そういった対応もありますので、今のところ、そういった心配はしていないところです。

鹿沼市においては、特に大きなトラブルは起きておりません。

以上です。

○仲田委員 はい、ありがとうございます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

お願いします。

資格確認書が今後発行されると思うのですが、いろいろ報道とか、ウェブ上の情報がいろいろ錯綜していて、有効期間が1年なのか、5年なのかとか、そのたびに更新するのかとか、自動更新されるのかとかというのがちょっとわかりにくいので、それで、鹿沼市においては資格確認書はどういう対応になっているのか、発行から何年更新とか、それで、その後改めて手続、更新の必要があるのか、自動更新なのかなどについて教えてください。

○佐藤委員長 金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。

ただいまの早川委員のご質問にお答えいたします。

資格確認書の期限なのですが、鹿沼市としましては、1年ということで考えております。

今も毎年一斉更新で保険証は1年ごとに送っていましたので、同じような時期に送る予定です。

といいますのは、70歳から74歳の方、所得の状況で、自己負担の額が、割合が変わりますので、そういったことも含めて、1年ごとに送るのが有効ではないかということで、今のところ1年ごとに発送する予定であります。

以上です。

○早川委員 はい、ありがとうございます。

では、そのたびに申請というのは、特には必要ないですか。

○佐藤委員長 金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 ただいまの早川委員のご質問にお答えします。

資格確認書につきましては、職権で交付することが認められております。

それで、資格確認書が発行される方というのは、マイナンバーカードをもともと取得していない方とか、取得しているけれども、保険証の利用登録していない、いわゆるひもづけしていないという方、そういった方とか、マイナンバーとのひもづけを解除しようと申請中の方とか、そういった方につきましては、こちらで、職権でその時期が到来したら、自動的に送るというようなことで考えています。

改めて、資格確認書がほしいということで、申請書を求めるということはない予定です。

○早川委員 はい、ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

鹿妻委員。

○鹿妻委員 鹿妻です。

その現状だけ、例えば予定どおりにその12月で保険証が廃止になると考えた場合に、

そのマイナンバーの登録とかというのが、急に増えたりとか、そういったことも考えられるかと思うのですけれども、その現状の 54.4%とか、59.8%とか、今のこの辺から考えて、残りの方が全部 12 月までに来るというわけではないとは思いますが、その発行の事務負担とか、そういったあたりというのは、市としては、結構心配するぐらいの量とか、そういった考えでしょうか。

それとも特に普通に手続というか、処理をしていけば問題ないようなイメージでしょうか。

○佐藤委員長 谷津市民課長。

○谷津市民課長 市民課長の谷津です。

ただいまの鹿妻委員のご質問にお答えします。

ただいまのマイナンバーカードの交付なのですが、マイナンバーカード自体は、今 7 万と 89 枚、89 人の方に交付されていて、6 月末の交付率が 75.18%になっております。

ただ、この中には、社会保険の方、当然、鹿沼市民の 6 割の方は社会保険の方なので、その方は社会保険のほうの保険者さんのほうで扱っておりまして、鹿沼市民自体の今の全体のマイナ保険証の利用率というか、それはちょっと把握はできません。

というのは、非公開になっておりまして、社会保険分は把握できないので、先ほど金子課長のほうでご説明したとおり、国保と後期の数字という形にはなると思います。

それで、現在のところ、倍ぐらいの数字で、毎月の交付が伸びておりまして、大体月平均で今 200 件ぐらいずつ伸びています。

ですので、年間ですと普通の、このままですと 1,500 件ぐらいのマイナンバーカードの交付ということになるのですが、ただ、これから、今回の保険証交付に対しては、特に窓口等の混乱はなく、マイナンバーカードをより取得したいという方も、そこまで増えていなかったのですが、今後 12 月近くの時期になりますと、いわゆる廃止の時期ですね、保険証の。

それで、その近くになると、増えるのではないかという予想はしております。

ただ、どのぐらいの数字かというのはちょっと今のところ、はい、予測がつかないというような状況ではあります。

以上で説明とさせていただきます。

○鹿妻委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

確認事項もないようですので、各委員の意見、考え等を伺った上で、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお伺いいたします。

意見のある方は挙手をお願いします。

全員は当てませんので、何もなければ、このまま進行したいと思います。

阿部委員。

○阿部委員 はい、この請願ですが、いろんな状況で、今すぐにこの一本化というのはなかなか難しい部分があるのだと思うのですね。

それで、鹿沼市民の中でも約2万人の方が、まだマイナンバーの登録がされていないと。

それで、そういう中で、それを資格確認書で対応していく人数がどれぐらいになるかわかりませんが、もちろんデジタル推進とDX化というのは住民福祉の向上というところでは、これからの政策ですごく大事なことだと思うのですが、請願のほうに、説明の中でも反対しているわけではなくて、もうちょっと据え置き期間を、時間をほしいというところでのこうした請願だと思うので、私は採択でいいなと思います。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに意見、考え等がある方いませんか。

早川委員。

○早川委員 はい、いくつかありますが、そのうちの一つとして、先ほど鹿妻委員からも解決策が、これの併用なのかというふうな質問が、先ほどありましたが、例えば、メリットをもっと広めるという解決策もあるのではないかと。

例えば、「たんすの中に」、先ほど、「入ったまんまですよ」というお話もありましたので、それをもっと活用するためには、「こういうふうな活動をもっと進めてください」という請願も、もしかしたらあるのかもしれない。

確定申告を、医療費控除なんかやったことがある方はかなり楽になっているのはもう御存じのことだと思いますし、お薬手帳を、例えば、急な通院とかというのは、大体忘れてしまうのですね。

それを、こういうものに入っていると、それで、今はAndroidもiPhoneも今度ひもづけできたのですよね。

マイナーポータルというか、保険証とね。

そういうことで、万が一の飲み合わせの事故も防ぐことができると。

例えば、専門的なことを言ってしまうと、ワーファリンと言って、血液サラサラの薬を飲んでいたりすると、飲み合わせが非常に危険な薬もたくさんあります。

それに限度額の適用認定証、昔、高額医療とかって言って、高額療養費というのがあったのですが、一番簡単な方法はマイナ保険証を使うこと。

それでもうすんわり終わってしまう。「了解しますか」って「イエス」というボタンを押せばいい。

それを使わない場合には、市役所に前もって書類をもらいに行くとか、払った後に届け出るとか、健康組合の保険の協会に前もって書類をもらっておくとか、いうふうにしなないと、窓口の負担が高額のままになるということもあるので、そういったことも非常

に積極的にアピールする必要はあるなど。

なので、解決策がこれ一つではないなというのと。

もう一つ、先ほど執行部の方からお話もありました。

10割が請求されたことということに対しては、もう国のほうで解決策として、被保険者資格申立書というのを窓口で書くことで、その負担もないと。

それで、それを、では、誰が負担するかという、災害時の仕組みを利用して、保険組合などが負担し合っていくというような仕組みも、もう既にできているというふうには聞いております。

なので、今回のこれについては、様々な方法が今とられていて、便利とリスクは背中合わせだと、乱暴な議論するつもりはないのですが、しっかりとそのマイナナンバーカードとか、マイナ保険証を加速するための取り組みを本来はすべきなのではないかということで、私の意見としては不採択とします。

○佐藤委員長 ほかに意見、考え等がある方はいませんか。

鹿妻委員。

○鹿妻委員 はい、鹿妻です。

私も早川議員とちょっと同じようなあれにはなるかと思うのですが、執行部のほうからご意見聞きましたら、実際その自治体の窓口とかで特に大きな混乱が生じているとか、そういったことでもないというお話もありまして、それで、あとはその解決方法として健康保険証を存続させることというふうに、内容として決めてしまうというのはちょっといかがなものかなと思うので、私としては、この請願に関しては不採択と考えております。

○佐藤委員長 ほかに意見、考え等がある方、ありませんか。

仲田委員。

○仲田委員 はい、そうですね。

この保険証のデジタル化によるメリット・デメリットはあると思うのですが、鹿沼市が目指すコンパクトシティというところには、DXは絶対に欠かせないものだと思いますし、保険行政においても必要だと思うのですね。

今デメリットがあるから、デメリット面を不安視して、このDX化を止めるというのはちょっと違うのかなと。

先ほど質問したのですけれども、当分の間という、6割に利用率が上がったということなのでも、そうすると、その間はずっと止まってしまうことにもなりかねない。

また、その方向性を鹿沼市は打ち出したということになるので、ちょっと計画とは真逆のことになってしまうのかなんていうのを、個人的には思いました。

とるべき方法というのは、やっぱりこれをやるうちに問題が抽出される。

今ゼロ件ということで、質問したときに出てきたのですけれども、これがたくさん出

てきたら、まずそれに対して対処法を考えて、このマイナ保険証というのは進めていかなければならないのかなというのはい、止めることにはちょっと異議を感じるので、この意見書の提出については不採択を、私は不採択を申し上げます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに意見、考え等ある方、ありますか。

重ねての発言も許します。

大貫桂一委員。

○大貫委員 どちらかというと、私も不採択に近いのですが、ただ問題は、このマイナンバー保険証が現状今の病院で使えないところが結構あるのではないのかなと考えています。

例えば、私、個人病院に行っていますが、「マイナンバー保険証、使えないの？」って、「まだ機械も何も入っていないから使えません」ということを言われました、先月ですけども。

こういったところというのは、市役所で押さえているのかな、ちょっとお聞きします。

○佐藤委員長 金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 はい、保険年金課長の金子です。

ただいまの大貫議員のご質問にお答えします。

今私どもで把握している状況なのですが、鹿沼市健康ガイドブックに掲載されている、鹿沼市の病院、診療所、歯科診療所で、それと、そのリストと、厚生労働省のホームページで公開されておりますマイナ保険証の利用対応している医療機関一覧というものの、鹿沼市分のところとぶつけてみまして、載っていない病院、対応していない病院・診療所が4カ所、あと歯科診療所で4カ所、現在把握している状況だと、まだカードリーダーとか、端末がまだ置いていないところは、今申し上げた数になります。

以上です。

○佐藤委員長 大貫委員。

○大貫委員 はい、わかりました。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかに意見、考え等がある方、いませんか。

船生委員。

○船生委員 これは12月にやっていく、2日に現行の保険証を廃止するということが決まっていると言っておりますけれども、まだまだその、確かにデジタル化、これは大事なことかと思えます。

鹿沼市の推進するところでもございますが、当面の間、当分の間、絶対だめとかというのではなく、もうちょっと時間をくれと言っていることだと思うのですね。

特別鹿沼は大きなトラブルはないにしても、全国的にはそういうことだってあり得るわけでしょうから、私としては、今回不採択とさせていただいて、もうちょっと検討し

てもいいのではないかなと、私は思いました。

以上でございます。

あ、採択、採択でございます。

失礼、採択でございます。

はい、失礼しました。

○佐藤委員長 ほかに意見、考え等、ある方いませんか。

阿部委員。

○阿部委員 はい、阿部です。

12月までという、あと4カ月、5カ月ぐらいの期間の中で、それを一本化していくのというところでは、いろんな不安があるということで、請願説明者からも決して反対をしているわけではないと。

デジタルDXは大事なことなのだと。

それで、そういう中でも、本当に丁寧に住民自治を進めていく中では、まずは据え置き期間をもうちょっと置いたほうがいいのではないかなというような内容だったので、決して反対ではないですけども、この請願に関しては、私は賛成すべきだと思ってる意見です。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに意見、考え等がある方はいませんか。

それでは発言が出尽くしたようですので、請願第1号の取り扱いについて、採決を行います。

請願第1号を採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 お諮りいたします。

請願第1号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○佐藤委員長 おろしてください。

はい、挙手少数であります。

したがって、請願第1号については、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第2号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情書についてを議題といたします。

この件について、事務局に陳情書の概要を説明させます。

○事務局 では、説明させていただきます。

陳情第2号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情書について、その概要をご説明いたします。

この陳情は、令和6年5月22日に栃木県保険医協会会長、長尾月夫氏から提出されま

した。

1、陳情の要旨としては、2024年12月から始まる健康保険証の廃止を中止し、当面の間、現行の健康保険証とマイナ保険証との両立を求めるように、国に意見書を提出するよう要望するものです。

2、陳情の理由として、総務省によれば、2023年12月時点で、マイナンバーカードの発行枚数は日本国民の約80%近くであることが発表されているが、受診時によるエラーや別人の個人情報が出るなど、マイナ保険証をめぐるトラブルが連続的に発生していること。

2024年4月9日の厚労大臣による記者会見によれば、2024年3月のマイナ保険証の利用件数が初めて1,000万件を超えたと発表した。マイナンバーカードを保険証として使用しているのはわずか5.47%にとどまり、このまま12月に健康保険証が廃止されると、医療機関や自治体の担当窓口での混乱が避けられないと思われること。

国の推進により、マイナ保険証を使用できる医療機関は全国で91%と大幅に増加したが、一方で、地域で医療を支える小規模の病院や診療所の中には、人員確保や、オンライン回線の開通をはじめとした施設整備などに対応しきれない医療機関が生まれるなど、地域医療の質を下げることにつながる恐れがあり、市民の生活の大きな問題に発展しかねないこと。

マイナ保険証をつくることができない人には、紙の資格確認書で対応、そして、使用時にエラーが出た際には、結局は健康保険証に頼らざるを得ない状況において、現行の健康保険証とマイナ保険証の一律使用を2024年内で完全実施するのはあまりに強引であり、このまま進めば、市民をはじめとした国民に混乱を来すことは必至であることを挙げております。

説明は以上です。

○佐藤委員長 それでは陳情第2号について、執行部に確認したいことはありますか。

大丈夫でしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○佐藤委員長 確認事項もないようですので、各委員の意見、考え等を伺った上で結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 それでは意見のある方の挙手をお願いいたします。

阿部委員。

○阿部委員 はい、先ほどの請願と同様です。

採択したいと思っています。

○佐藤委員長 ほかに意見、考え等がある方いませんか。

早川委員。

○早川委員 はい、先ほどの説明でもあった「地域医療の質を下げることに繋げるおそ

れがあり」というのがありました。これは医療機関が閉院をすると、その理由が様々だとは思いますが、このマイナ保険証の影響で閉院するということであればということの意味だとすれば、そこはストレートには結びつかない。

いろんな理由で閉院がされているのだと思います。

なので、ここは一概にそういう理由ということではないということと、今、先ほどにもありましたけれども、今歯科で4、医院で4医院、鹿沼市でまだ導入がされていないということでしたけれども、今、国のほうとしても、補助金とか、それからいろんな支援とか、様々、今、加速して出てきております。

なので、その辺もこれから解決はしていくというふうには、認識はしています。

なので、先ほどと同じように、資格確認書で対応もできることもあるし、様々な問題解決の手法も今とられているので、やるべきことは、マイナ保険証の利用の価値をもう積極的に宣伝、アピール、活用を推進するための取り組みをどうするかということに軸足を置くべきだというふうに思いますので、私としては不採択であります。

○佐藤委員長 ほかに意見、考え等がある方はいませんか。

それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第2号の取り扱いについて採決を行います。

陳情第2号を採決とするか、不採択と。

失礼しました。

採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 お諮りいたします。

陳情第2号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○佐藤委員長 挙手少数であります。

したがって、陳情第2号については、不採択とすることに決しました。

次に、議案第46号 専決処分事項の承認について(令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第13号))のうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

青木厚生課長。

○青木厚生課長 厚生課長の青木です。

議案第46号 専決処分事項の承認について「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第13号)」中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、5ページをお開きください。

一番下の段、14款 使用料及び手数料 1項3目 衛生使用料の説明欄、「休日・夜間

急患診療所使用料」1,700万円の減につきましては、休日・夜間急患診療所使用料の実績により減額するものであります。

7ページをお開きください。

上から3段目、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金 1節の説明欄2行目、「障害者自立支援事業費国庫負担金」3,924万5,000円の減につきましては、自立支援給付事業に係る交付決定に伴い、減額するものであります。

次に、同じ段の3節 生活保護費国庫負担金の説明欄、「生活保護扶助費国庫負担金」4,499万2,000円の増につきましては、生活扶助費等の実績見込みにより増額するものであります。

次に、その下、2目 衛生費国庫負担金の説明欄、「予防接種費国庫負担金」3億2,450万円の減につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種実績により、減額するものであります。

次に、一番下の段、15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金、1節の説明欄「障害者自立支援事業費国庫補助金」1,257万8,000円の減につきましては、地域生活支援事業に係る交付決定に伴い、減額するものであります。

次に、同じ段の2項3目 衛生費国庫補助金の説明欄2行目、「予防接種費国庫補助金」2,736万3,000円の増につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種実績により増額するものであります。

9ページをお開きください。

上から2段目、15款 国庫支出金 3項2目 民生費委託金の説明欄、「国民年金事務費委託金」576万8,000円の増につきましては、令和5年度国民年金事務費に係る交付金の決定により、増額するものであります。

次に、上から3段目、16款 県支出金 1項1目 民生費県負担金 1節の説明欄2行目「障害者自立支援事業費県負担金」556万2,000円の減につきましては、自立支援給付費などに係る交付決定に伴い、減額するものであります。

次に、その下の段、16款 県支出金 2項2目 民生費県補助金 1節の説明欄「障害者自立支援事業費県補助金」614万7,000円の減につきましては、地域生活支援事業に係る交付決定に伴い、減額するものであります。

11ページをお開きください。

下から2段目、21款 諸収入 4項3目 雑入 1節の説明欄3行目、「生活保護法返還金」1,371万8,000円の増につきましては、年金の遡及受給等による保護費返還金の実績により増額するものであります。

次に、同じ説明欄4行目、「後期高齢者医療広域連合受託事業費」600万円の減につきましては、令和5年度の実績見込みにより減額するものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

15ページをお開きください。

1 段目、3 款 民生費 1 項 1 目 社会福祉総務費の説明欄、2 つ目の○、後期高齢者医療特別会計繰出金 2,052 万 6,000 円の減につきましては、後期高齢者の健診事業費の実績見込みにより、「事務費分」及び「受託事業費分」の繰り入れ額を減額するものがあります。

17 ページをお開きください。

上から 2 段目、3 款 民生費 3 項 2 目 扶助費の説明欄の○、「生活保護扶助費」6,700 万円の減につきましては、生活扶助費等の実績見込みにより、減額するものであります。

次に、上から 3 段目、4 款 衛生費 1 項 1 目 保健指導費の説明欄の○、「子育て保健サービス事業費」2,021 万円の減につきましては、健康診断による受診費及び不妊治療費助成の実績により、減額するものであります。

次に、その下、1 項 2 目 予防費の説明欄「予防接種費」4 億 2,900 万 2,000 円の減につきましては、予防接種及び新型コロナウイルスワクチンの接種実績などにより、減額するものであります。

以上、議案第 46 号 専決処分事項の承認について「令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 13 号）」中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 古橋子育て支援課長。

○古橋子育て支援課長 子育て支援課長の古橋です。

よろしくお願いいたします。

議案第 46 号 「専決処分事項の承認について（令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 13 号））」のうち、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、5 ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。下から 2 番目の段、13 款 分担金及び負担金 1 項 2 目 民生費負担金 1 節 社会福祉費負担金の説明欄、こども発達支援センター通園負担金 1,238 万 2,000 円の減につきましては、「あおば園」での児童発達支援や、障害児相談支援の利用実績に対する、国民健康保険団体連合会からの運営負担金の実績により、減額するものであります。

次に、その下の、2 節 児童福祉費負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費扶養者負担金 1,549 万 1,000 円の減につきましては、民間保育園に通う児童の保育料実績により、減額するものであります。

次に、7 ページをお開きください。

3 番目の段、15 款 国庫支出金 1 項 1 目 民生費国庫負担金 1 節 社会福祉費国庫負担金の説明欄、3 行目 こども発達支援センター運営費国庫負担金 616 万 8,000 円の減につきましては、「あおば園」に通園する児童の利用実績により、減額するものであります。

次に、その下の 2 節 児童福祉費国庫負担金の説明欄、2 行目、施設型給付・地域型

保育給付等事業費国庫負担金 1 億 7,771 万 1,000 円の増につきましては、民間保育園等の人件費に当たる運営補助の交付率の上昇により、増額するものであります。

同じ欄、その下の、児童手当費国庫負担金 4,032 万 6,000 円の減、及び、その下の児童扶養手当費国庫負担金 757 万 9,000 円の減につきましては、それぞれの手当の実績により、減額するものであります。

次に、一番下の段、15 款 国庫支出金 2 項 2 目 民生費国庫補助金 2 節 児童福祉費国庫補助金の説明欄、児童福祉総務事務費国庫補助金 2,040 万 7,000 円の減につきましては、令和 5 年 5 月に新型コロナが 5 類感染症へ移行となり、子ども・子育て支援交付金のコロナ特例措置分が縮小されたこと等に伴い、減額するものであります。

次に、9 ページをお開きください。

3 番目の段、16 款 県支出金 1 項 1 目 民生費県負担金 2 節 児童福祉費県負担金の説明欄、2 行目、施設型給付・地域型保育給付等事業費県負担金 1,172 万 3,000 円の減につきましては、先ほど国庫負担金のところで説明しましたとおり、民間保育園等の運営補助に対する国の交付率が上昇し、県の負担する率が減ったことにより、減額するものであります。

同じ欄、その下の、児童手当費県負担金 863 万円の減につきましては、国庫負担金同様、児童手当の実績により、減額するものであります。

次に、4 番目の段、16 款 県支出金 2 項 2 目 民生費県補助金 2 節 児童福祉費県補助金の説明欄、2 行目、児童福祉総務事務費県補助金 2,005 万 4,000 円の減につきましては、国庫補助金同様、令和 5 年 5 月に新型コロナが 5 類感染症へ移行となり、子ども・子育て支援交付金のコロナ特例措置分が縮小されたこと等に伴い、減額するものであります。

同じ欄、その下の、施設型給付・地域型保育給付等事業費県補助金 840 万円の減につきましては、民間保育園等における物価高騰における給食費補助の申請実績により、減額するものであります。

次に、11 ページをお開きください。

2 番目の段、19 款 繰入金 2 項 6 目 こどもみらい基金繰入金 1 節 こどもみらい基金繰入金の説明欄、こどもみらい基金繰入金 520 万 7,000 円の減につきましては、要保護児童等対策支援事業や、子どもの居場所づくり事業など、こどもみらい基金を利用した事業の実績により、減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

15 ページをお開きください。

上の段、3 款 民生費 1 項 2 目 障害福祉費の説明欄、2 番目の○、こども発達支援センター運営費 1,019 万 3,000 円の減につきましては、「あおば園」における会計年度任用職員の報酬額の確定によるもの、専門指導者への報奨金の実績、また、療育に係る児童の利用実績により、報酬、及び報償費、扶助費を減額するものであります。

次に、下の段、3款 民生費 2項1目 児童福祉総務費の説明欄、1番目の○、施設型給付・地域型保育給付等事業費 840万2,000円の減につきましては、民間保育園等における、物価高騰による給食費補助の申請実績により、補助金を減額するものであります。

同じ欄、2番目の○、児童福祉施設整備事業費 1,500万円の減につきましては、民間保育園等における、コロナ感染症対策のための改修、及び、消耗品等購入補助の申請実績により、補助金を減額するものであります。

次に、その下の、2目 保育所費の説明欄の○、保育所運営費 1,162万8,000円の減につきましては、公立保育園に勤務する会計年度任用職員の報酬額、及び、職員手当等の確定により、報酬、及び職員手当を減額するものであります。

次に、その下の3目 こども支援費の説明欄、1番目の○、児童手当費 3,891万5,000円の減につきましては、児童手当の実績により、扶助費を減額するものであります。

同じ欄、2番目の○、放課後児童健全育成事業費 7,645万1,000円の減につきましては、シルバー人材センター、及び、社会福祉法人等に運営を委託しております、放課後児童クラブの実績と、さつきが丘学童施設整備の積算内容を見直し、契約額が安価になったこと等により、委託料、及び、工事請負費等を減額するものであります。

同じ欄、3番目の○、児童扶養手当費 2,385万1,000円の減につきましては、児童扶養手当の実績により、扶助額を減額するものであります。

次に、17ページをお開きください。

こども支援費から続きます。

説明欄、2番目の○、こどもみらい基金積立金 4,034万7,000円の減につきましては、ふるさと納税者からの寄附金の実績により、積立金を減額するものであります。

以上で、「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第13号）」のうち、こども未来部所管の主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 はい、教育総務課長の佐藤です。

よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、議案第46号 「専決処分事項の承認について（令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第13号））」のうち、教育委員会所管の歳入はございませんので、歳出についてご説明をさせていただきます。

それでは、「令和5年度補正予算に関する説明書」の13ページをお開きください。

一番下の行、2款 総務費 1項13目 芸術文化振興費の説明欄、1番目の○、市民文化センター管理運営費 686万7,000円の減につきましては、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団への指定管理者委託料を清算により減額するものであります。

次に、その下、2番目の○、市民文化センター施設整備事業費 1,788万9,000円の減につきましては、市民文化センター大ホール調光操作卓更新工事の内容の見直しにより

まして、契約額が安価になったため、施設整備工事費を減額するものであります。

次に飛びまして、21 ページをお開きください。

上から4段目、10 款 教育費 1 項 2 目 事務局費の説明欄、公立学校非常勤講師報酬 1,100 万円の減につきましては、公立学校非常勤講師の年度途中の退職等によりまして、報酬及び職員手当を減額するものであります。

次に、一番下の段になります、10 款 教育費 2 項 1 目 学校管理費の説明欄、小学校管理費 1,200 万円の減につきましては、電気使用量及び水道の使用量を削減ができたこと、また、電気料金の単価が下がったことによりまして、光熱水費を減額するものであります。

次に、23 ページをお開きください。

一番上の段、10 款 教育費 3 項 1 目 学校管理費の説明欄、校舎等維持補修費 1,682 万 1,000 円の減につきましては、中学校特別教室空調設備賃貸借等の入札に伴いまして、契約額が想定より安価になったこと及び引き渡し完了が見込みより遅くなったことにより、支払いの月数が減になりました、それによりまして、施設・器具借上料を減額するものであります。

次に、2 番目の段、10 款 教育費 5 項 2 目 体育施設費の説明欄、体育施設管理運営費 482 万 3,000 円の減につきましては、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団への指定管理者委託料を清算により減額するものであります。

以上で、議案第 46 号 専決処分事項の承認について（令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 13 号））のうち、教育委員会が所管します歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

増淵副委員長。

○増淵副委員長 すみません。

先ほどの佐藤課長のほうから、22 ページ、公立学校非常勤報酬というので、退職によって 900 万円と、全体で 1,200 万円。

これは報酬と職員手当で 1,100 万円というのは、これは 1 人分。

○佐藤委員長 羽山学校教育課長。

○羽山学校教育課長 学校教育課長の羽山です。

ただいまの増淵副委員長のご質疑にお答えいたします。

こちらにつきましては、まず退職された、途中年度退職された教員につきましては 4 名おります。

また、それ以外に、当初、例えば、予算で申しますと、いわゆるフルタイムで働く職員を想定していましたが、やはりフルタイムで働けない方がちょっと多かったものから、その辺も含めまして、これだけの額が減額となったということでございます。

以上で説明を終わります。

○増渕副委員長 委員長。

それでは説明の時にそこまで言ってくれないと、報酬とあれで、退職者というのはわかったのだけれども、非常勤で 900 万円と 200 万円というのだと、非常勤でこれでは、普通の正社、あれはというふうに思ってしまうよ。

だから、そこら辺の丁寧な説明がこれから、1 回で済むので、そこら辺は説明の時にちゃんと何名で、何人と、今、課長が説明したことをはじめにやってみれば、1 回で済むでしょう。

そういうところをお願いいたします。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

阿部委員。

○阿部委員 はい、阿部です。

まず 6 ページ、一番下、夜間休日診療で、よろしいですか。

はい、6 ページです。

はい。

一番下の段です。

1,700 万円の減ということですが、この、もう少し詳しくお聞きしたいのですが、なぜこんなに減になってしまったのか、教えてください。

○佐藤委員長 柏熊健康課長。

○柏熊健康課長 はい、健康課長の柏熊です。

よろしくをお願いいたします。

阿部委員の質疑にお答えいたします。

休日・夜間急患診療所使用料の 1,700 万円の減についてでございますが、こちら、コロナ以降ですね、休日診療所の利用者数が大幅に減っておりまして、それに伴う減でございます。

それで、利用実績なのですけれども、まず昼間の診療所、まず令和 5 年度が 1,639 人でして、こちらが昼間の利用人数になっております。

また、夜間に関しましては、令和 5 年度が 541 人という利用でございまして、想定していたものよりも、利用が少なかったということで、減するものでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、数字はわかりましたが、いいですか。

議会の質問の中でも、救急車の出動数は増えているというようなところがありました。

それで、鹿沼の夜間の部分で言うと、夜受け付けが 9 時半くらいまでだったというような気がしますが、その中で、夜間・休日急患診療所を利用するということを、ちゃんと市民の人が理解しているかどうかという、それを周知しているかというところの問題と、わからずに、どうしていいかわからないので、救急車を呼んでしまったというところ

ろもあるのだと思うのですが、せっかく準備した新しい施設ができた、移転して、市民文化センターから移転してできているわけですから、それをちゃんと市民の人たちが利用できるような部分というのは、この1,700万円の減というところから見ても、やるべきかなと思うのですが、その辺、どんなふうに考えているかだけ、教えてください。

○佐藤委員長 柏熊健康課長。

○柏熊健康課長 健康課長の柏熊です。

先ほどのご質疑について、お答えいたします。

まず当初予算なのですけれども、過去4年間の平均ですね、から計上をしております。

こちらが29年度から令和2年度の4年間の平均で、想定していたものですから、それに比べると、少し、現在の、令和3、4年、5年の間の利用がちょっと減ってしまっているというところでして、その部分は差がございます。

あと、まだ、先ほどご指摘がありました周知につきましても、今後しっかりとしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○阿部委員 続けてよろしいですか。

○佐藤委員長 はい、阿部委員。

○阿部委員 はい。

では、2つ目が18ページです。

上から2段目の、18ページの生活保護扶助費6,700万円の減。

この、これは、何でこういう大きな数字で減になったのか、もう少し詳しくお聞かせください。

○佐藤委員長 青木厚生課長。

○青木厚生課長 厚生課長の青木です。

よろしくお願いいたします。

ただいまの阿部委員のご質問にお答えいたします。

歳出予算の大幅減についてですが、歳出、失礼いたしました。

扶助費の歳出予算要求においては、経済状況の悪化により、失業率の上昇や、所得の減少により、生活保護を必要とする人が増加する可能性がございます。

扶助費の歳出予算要求においては、経済の不確実性に対応するため、直近数年間の予算を参考にしながら、予算全体の約1割程度ですね、もともと余裕を持って予算計上しているために、最終的に専決で、大きな金額ですね、が減というふうになったということが理由でございます。

説明は以上です。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、毎年これぐらいの数字が出てきている感じですか。

○佐藤委員長 青木厚生課長。

○青木厚生課長 はい、そうです。

以上です。

○阿部委員 はい、令和5年度は、特に新聞報道なんかでも、物価高騰なんかもあって、生活が厳しくなった、生活保護が増えたというような報道が何度か出ているところだったので、非常に気にしているところではありました。

ただ、鹿沼ではそこまでは至らなかったということ、見解でよろしいですか。

○佐藤委員長 青木厚生課長。

○青木厚生課長 ただいまの質問にお答えします。

はい、前年度比ですね、令和4年度と令和、失礼しました。

令和4年度と令和5年度の比較ですが、扶助費及び給付費の合計は前年比100%となっております。特に変化等はありませんでした。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 続けてもう1個いいですか。

○佐藤委員長 どうぞ、阿部委員。

○阿部委員 はい、8ページです。

今度はこども未来部のほうですが、8ページの真ん中の段の、先ほどの説明の中で、児童福祉総務費国庫負担金1億7,700万円の増というところで、これは主な増になった理由というのは、まず人件費も先ほどお話していましたが、処遇改善とか、どんな理由があつての増でしょうか。

○佐藤委員長 松島保育課長。

○松島保育課長 保育課長の松島です。

よろしくお願いいたします。

ただいまの阿部議員の質疑にお答えいたします。

国庫負担金の増額の理由でございますが、まず民間保育園等への補助金につきまして、国が2分の1、県が4分の1という基本的な50%の割合がございます。

そちらが、交付決定の際に割り返しますと、58.2%ということで、8.2%上昇したという結果が、まず1点ございます。

その他、先ほどお話にもありました、処遇改善等による、処遇改善及び人事院勧告等による人件費の増額分、そういったものが影響して1億7,771万1,000円の増となっていると解釈しております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、では、主な理由は、人件費、処遇改善というところでしょうか。

○佐藤委員長 松島保育課長。

○松島保育課長 はい、そのとおりでございます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 46 号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 46 号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 47 号 専決処分事項の承認について（令和 5 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号））を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。

よろしくお願いします。

議案第 47 号 専決処分事項の承認について（令和 5 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号））について、ご説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

補正予算に関する説明書、国民健康保険特別会計の 3 ページをお開きください。

一番目の段 1 款「国民健康保険税」1 項 1 目「一般被保険者国民健康保険税」1,221 万 3,000 円の増につきましては、医療給付費分及び後期高齢者支援金分の滞納繰り越し分の実績の見込みによるものでございます。

続きまして、2 段目 4 款「国庫支出金」1 項 1 目「総務費国庫補助金」28 万 3,000 円の増につきましては、「令和 5 年度健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金」の交付額の決定により、増額するものでございます。

その下、3 段目 5 款「県支出金」1 項 1 目「特定健康診査等県負担金」173 万 2,000 円の減につきましては、交付額の決定により、減額をするものでございます。

続きまして、4 段目、5 款「県支出金」2 項 1 目「保険給付費等交付金」1 億 3,625 万 6,000 円の増につきましては、国及び県の交付決定によるもので、1 節「保険給付費等普通交付金」が 1 億 3,966 万 6,000 円の増、2 節「保険給付費特別交付金」は 341 万円の減となるものでございます。

その下、5 段目 7 款「繰入金」1 項 1 目「一般会計繰入金」164 万円の増につきましては、「出産育児一時金支給事業費」の給付実績により増額をするものでございます。

続きまして、5 ページをお開きください。

1 段目 9 款「諸収入」1 項 1 目「延滞金」200 万円の増につきましては、延滞金の収納実績の見込みによるものでございます。

その下、2 段目 9 款「諸収入」4 項 1 目「第三者納付金」130 万円の減及び 2 目「返

納金」150万円の増につきましては、それぞれの実績額に応じて増減をするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

7ページをお開きください。

まず、1段目 2款「保険給付費」 1項 1目「一般被保険者療養給付費」の説明欄 3,600万円の減及び、3目「一般被保険者療養費」600万円の減につきましては、実績の見込みによるものでございます。

その下の段、2項 1目「一般被保険者高額療養費」説明欄 900万円の減につきましては、1項「療養諸費」と同様に実績の見込みによるものでございます。

続きまして、3段目、4款「保険事業費」 1項 1目「特定健康診査等事業費」説明欄 1,800万円の減につきましては、特定健康診査等の受診実績見込みによるものでございます。

その下、4段目 8款「予備費」2億1,986万円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものでございます。

以上で、令和5年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

阿部委員。

○阿部委員 はい、阿部です。

全体の中ですが、この令和5年度の国保運営基金と、それから令和5年度の取り崩し分のは、これで議決されれば、9月の決算の中に出てくるのだと、反映されるのだと思うのですが、その数字を教えてください。

○佐藤委員長 金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。

ただいまの阿部委員のご質問にお答えいたします。

基金の、ただいまの基金残高だと思うのですが、12億3,940万8,740円でございます。

説明は以上です。

○阿部委員 今年度の取り崩し。

○金子保険年金課長 はい、令和6年度の取り崩しは、1億59万円を当初予算に計上しております。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、ありがとうございます。

もう一つだけ、5ページの一番上の段の延滞金ですが、3,200万円という数字。

この10年ぐらいの間の中で、2,000万円から少しずつ上がっているような気もとれるのですが、どんなふうな推移かわかりますか。

○佐藤委員長 金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。

6 ページの延滞金の状況についてのご質問かと思うのですが、今回この延滞金を増額で補正したのは、4 ページの一般被保険者国民健康保険税の右側のページの4 番と5 番の医療給付費と後期高齢者の支援金の滞納繰り越し分と関連するご説明になるのですが、こちらにつきましては、昨年度、納税課のほうで、徴収強化の取り組みということで、納付催告書の送付、発送とか、財産調査ですとか、そういった滞納整理をかなり進めて、それで結果として、国民健康保険税の収納率も上がったという状況があります。

それで、先ほどご質問がありました、延滞金につきましても、延滞金ですので、本税の額とか、滞納の期間によって金額はかなり違ってくるかと思うのですが、それにあわせて、延滞金のほうの歳入も増えてきたと見ております。

説明は以上です。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、ありがとうございました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 47 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 48 号 専決処分事項の承認について（令和 5 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。

よろしくお願いします。

議案第 48 号 「専決処分事項の承認について（令和 5 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））」について、ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「補正予算に関する説明書」後期高齢者医療特別会計の 3 ページをお開きください。

3 款「繰入金」1 項 1 目「事務費繰入金」1,452 万 6,000 円の減につきましては、後期高齢者医療特別会計全体の決算見込みを踏まえたものでございます。

3 目「受託事業繰入金」600 万円の減につきましては、歳出の健診事業費などの減額によるものでございます。

その下の段、5 款「諸収入」3 項 1 目「雑入」400 万円の増につきましては、後期高齢者医療広域連合から長寿・健康増進事業交付金の交付額の決定によるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

1 款「総務費」1 項 1 目「一般管理費」400 万円の減につきましては、人間ドック・健康診査等の受診実績により減額をするものでございます。

その下の段 4 款「予備費」1 項 1 目「予備費」1,252 万 6,000 円の減につきましては、後期高齢者医療特別会計全体の決算見込みを踏まえて、最終的な調整額を計上したものでございます。

以上で、令和 5 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 48 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 48 号については、原案どおり承認することを決しました。

次に、議案第 51 号 専決処分事項の承認について（鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。

よろしくお願いします。

議案第 51 号 「専決処分事項の承認について（鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正）」について、ご説明いたします。

お手元の新旧対照表の 23 ページをお開きください。

今回の改正は、「地方税法施行令」の一部改正に伴い、国民健康保険税の低所得者に対する減額措置の適用範囲を拡大するものでございます。

消費者物価高騰などの経済動向を踏まえ、国保加入の低所得者層の世帯の国民健康保険税の均等割・平等割の軽減である 5 割軽減及び 2 割軽減の判定基準所得を拡大して、被保険者間の保険税負担の公平性を確保し、保険税負担の軽減を図るものでございます。

基準となる所得 43 万円に加算する額を 5 割軽減では、29 万円を 29 万 5,000 円に、2 割軽減では 53 万 5,000 円を 54 万 5,000 円にそれぞれ改正するものでございます。

当初予算における見込みの数字であります。今回の改正によりまして、均等割の軽減対象者数が 5 割軽減で 48 名、2 割軽減で 41 名、平等割軽減対象世帯数が 5 割軽減で 27 世帯、2 割軽減で 18 世帯、それぞれが増となります。

なお、軽減対象の拡大に伴いまして、国民健康保険税の調定額は約 138 万円の減を見込んでおりますが、全額公費によって負担がされます。

割合は、国が2分の1、県及び市が4分の1ということで、対応することになっております。

以上で「鹿沼市国民健康保険条例の一部改正について」の説明を終わります。

○佐藤委員長 はい、質問のある方の発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第51号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第54号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号）についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

青木厚生課長。

○青木厚生課長 厚生課長の青木です。

議案第54号 「令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号）」のうち、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書の3ページをお開きください。

上から1段目、15款 国庫支出金 1項2目 衛生費国庫負担金の説明欄、予防接種費国庫負担金 4,606万7,000円につきましては、健康被害給付金に要する費用に対する負担金を増額補正するものであり、国の負担割合は10分の10であります。

次に、一番下の段、21款 諸収入 4項3目 雑入の説明欄1行目、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金 1億2,894万8,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン定期接種への国からの助成金を増額補正するものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。

上から2段目、4款 衛生費 1項2目 予防費の説明欄、1つ目の○、予防接種費 2億3,037万5,000円の増につきましては、健康被害給付金及び新型コロナウイルスワクチン定期接種に要する委託料並びに費用を増額補正するものであります。

以上で、「令和6年度鹿沼市一般会計補正予算」のうち、保健福祉部が所管する主な歳入歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 古橋子育て支援課長。

○古橋子育て支援課長 子育て支援課長の古橋です。

よろしくお願いいたします。

議案第54号 「令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号）」のうち、こども未来部所管の歳入・歳出についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。一番上の段、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金 2節 児童福祉費国庫負担金の説明欄、児童手当費国庫負担金 2億4,460万円の増につきましては、国の制度改正により、本年12月支給予定の10月分の児童手当から、所得制限の撤廃や、高校生年代までの支給期間の延長、及び、多子加算などの「児童手当」の拡充により、増額する扶助費のための負担金であります。

次に、2番目の段、15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金 2節 児童福祉費国庫補助金の説明欄、児童福祉総務事務費国庫補助金 701万1,000円の増につきましては、「児童手当」の拡充に伴うシステム改修費等の関連経費に対する補助金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

一番上の段、3款 民生費 2項3目 こども支援費の説明欄の○、児童手当費 2億5,161万1,000円の増につきましては、歳入でご説明しました、「児童手当」の拡充に対する扶助費や、関連経費を計上するものであります。

以上で、「令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号）」のうち、こども未来部所管の主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第54号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第54号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第60号 鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

松島保育課長。

○松島保育課長 保育課長の松島です。

よろしくお願いいたします。

議案第60号 「鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」についてご説明いたします。

まず、「家庭的保育事業等」とは、保育所や幼稚園、認定こども園などの一般的な保育施設とは別に、家庭的な環境で比較的小人数の子供を保育する事業のことを指します。

本市には6カ所の家庭的保育事業所等がございまして、その基準につきましては、国の定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に基づき、市の条例で定めることとなっております。

新旧対照表 27 ページをご覧くださいと思います。

第7条、ページ下段の第2項から次のページの第3項にかけてでございますが、家庭的保育事業所等においては、職員が病気、休暇等の際にも保育に支障がないよう連携施設を確保する必要があります。

その連携施設の対象を、現状では近隣の保育所、幼稚園、認定こども園と限定していたものを、他の家庭的保育事業所等も連携を可能とするよう条件を追加するものでございます。

また、第4項、第5項につきましては、例えば、保育可能年齢を3歳としている事業所、3歳までで退園していただくような事業所が、いわゆる卒園した後にも引き続き連携施設において保育の提供を受けられるようにと定められておりますが、こちらも同様に、一般の保育所、幼稚園、認定こども園のほかに、家庭的保育事業所等を対象として追加するというものでございます。

続きまして、29 ページをご覧ください。

第17条につきましては、家庭的保育事業所に食事を搬入することが可能な施設、事業所、事業者ということで、こちらも一般的な保育園等への搬入実績のある事業所を追加するという改正でございます。

続きまして、30 ページをご覧ください。

第30条から、次のページ、第48条にかけてでございますけれども、より質の高い保育環境を提供することを目的とし、3歳児クラス以上の保育士の配置基準を改正するものであります。

3歳児クラスにつきましては、児童20人に対し、保育士1名の配置基準であったものから、児童15人に対し、保育士1名へと改正し、同様に4歳児クラス、5歳児クラスにつきましては、30対1から25対1の基準に改正するものであります。

なお、本市内にあります6カ所の家庭的保育事業所等につきましては、全てゼロ歳から2歳児クラスまでを対象とした施設でありますので、今回の改正により、何か影響があるということはございません。

同じく31ページ、第50条につきましては、これまで、紙による管理が義務づけられていました帳簿類や日誌など、こちらにつきましては、業務負担を軽減し、効率化を図るため、電磁的な媒体への記録、管理を可能とするという改正になります。

改正の適用時期につきましては、議会議決後の公布日からの適用といたします。

以上で、鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

仲田委員。

○仲田委員 はい、仲田です。

家庭的保育事業等の鹿沼市でのこの認可件数は6カ所と書いてある、おっしゃられましたけれども、その内訳を教えてくださいたいのですね。

家庭的保育事業と小規模保育事業A型・B型・C型、居宅訪問型とか、いろいろあると思いますけれども、ちょっと内容がわかれば、教えてください。

○佐藤委員長 松島保育課長。

○松島保育課長 はい、保育課長の松島です。

ただいまの仲田議員のご質疑に説明いたします、ご回答いたします。

まず、6施設のうち、小規模園が4、そのうちの4施設ともA型の保育施設になります。

それから、残った2施設につきましては、事業内保育施設ということで、こちらもA型となっております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 仲田委員。

○仲田委員 はい、ありがとうございます。

それで、もう一ついいですか。

これは一部改正が行われるわけなのですが、事業者の声というのは何か寄せられたりしたりするのでしょうか。

もしあれば、教えてください。

○佐藤委員長 松島保育課長。

○松島保育課長 はい、保育課長の松島です。

ただいまのご質問にお答えいたします。

事業所等から、実は令和5年の12月頃、国の通達のほうで、今回の改正に準じた数字は示されておりまして、実際には市内の全ての事業所で新しい配置基準での運用が始まっておりまして、特段今回の改正等については、ご意見等のそういったやりとりはございませんでした。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 仲田委員。

○仲田委員 はい、ありがとうございます。

以上です。

○佐藤委員長 早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

今の説明にも絡むのですが、30条から48条の、その配置要件、15人、25人に、ある程度厳しくなっているということで、これで、すみません。

念のため教えてほしいのですけれども、おおむね 15 人というのは、例えば 16 人でも 1 人でいいよということになるのですかというか、配置基準というのは非常に厳しいもので、例えば 16 人の子供を 15 で割ったら 1.06 いくつとなると、普通は 2 人置きなさいと言われるのですが、この辺は何か基準があるのですか。

○佐藤委員長 松島保育課長。

○松島保育課長 はい、保育課長の松島です。

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、おおむねという言葉の意味といいますか、そういったものにつきましては、明確な基準はございません。

それで、法令等で、おおむねとは何を指すかというところをお調べさせていただいたのですけれども、1 割、2 割程度の誤差といいますか、8、9 割であればおおむね 1 という解釈があるということでございます。

それで、また、例えば、4 歳児クラスが 1.1 人必要、5 歳児クラスは 0.9 人で大丈夫と、こういったものがあわさると、それぞれ合計して 2 名で大丈夫といったような解釈としております。

以上で説明は終わります。

よろしいでしょうか。

○佐藤委員長 早川委員。

○早川委員 はい、わかりました。

ありがとうございます。

それで、最後にもう一つ。

新旧対照表には、附則という、つけ足しの附則というのはないのですけれども、この黄色い資料の中には、附則第 1、第 2 と書いてありまして。

○佐藤委員長 何ページ、何ページ。

○早川委員 ページがないのですよ、これ、残念ながら。

最後のほう、ほぼほぼ最後。

これは附則の中に、要は、鹿沼市は今これを違反するものはないということで、安心はしているのですけれども、当分の間これをクリアできなくても、この規定は適用しない。

要は猶予期間を設けますというようなものが、この黄色いものにはあるのですけれども、新旧対照表にはないのですが、これ何か分けておいた意図があるのですか。

○佐藤委員長 松島保育課長。

○松島保育課長 はい、保育課長の松島です。

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、改正につきましては、条例の一部改正、一部を改正する条例の制定ということになります。

それで、今回の議案書に記載いたしております附則につきましては、この新しい条例につく附則という内容になります。

それで、新旧対照表には、なぜないかという理由なのですが、今回あくまでも一部を改正する条例の制定が議案でありまして、改め文の中では、何をどう変えるという書き方ですので、わかりづらいということから、新旧対照表はあくまでもわかりやすくするための参考資料ということでありまして、こちらには附則は記載がされないという内容になっております。

ただし、もともとの条例にある附則、こちらに改正がある場合には、新旧表にも載るという内容になっております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

鹿妻委員。

○鹿妻委員 すみません、ちょっと背景の確認みたいな感じなのですが、この内容としては理解したのですが、そもそもこの条例の改正というのは、例えば、事業者さんが、「保育園とかと連携するのはさすがに厳しいんだよな」という、そういう声に応じて改正になったのか。

それとも、例えば、「何らかの法律が変わったから、その影響で、この条例が変わります」みたいな位置づけなのか。

そのあたり、どういう背景なのでしょう。

○佐藤委員長 松島保育課長。

○松島保育課長 はい、保育課長の松島です。

ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらは、国の基準が改正になったことに伴う変更となっております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 60 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 60 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会 午前 11 時 51 分)